

第5回中野区空家等対策審議会

会 議 録

平成29年（2017年）10月19日

中野区都市基盤部

日 時

平成 29 年 10 月 19 日（木曜日）午後 3 時から

場 所

中野区役所 議会棟 4 階 区議会第 5 委員会室

次 第

1. 開会
2. 報告事項
 - (1)第 4 回中野区空家等対策審議会の議事要点について
3. 議題
 - (1)空家等対策に係る基本的な方向性等について
 - (2)空家等の適切な管理推進に関する規定の基本的な方向性について
4. 閉会

出席委員

伊藤（誠）委員、伊藤（英）委員、鎌野委員、工藤委員、五味委員、坂本委員、高橋（一）委員、高橋（和）委員、花堂委員、三山委員、吉田委員、米田委員

委員代理

（公社）全日本不動産協会東京都本部中野・杉並支部 久保明彦（林委員代理）

事務局

塚本都市基盤部副参事（住宅政策担当）

幹 事

豊川都市基盤部長、小山内都市基盤部副参事（建築担当）

鎌野会長

本日は第5回中野区空家等対策審議会ということで、雨の中、お足下の悪い中、ご参集いただきましてどうもありがとうございました。

本日は齊藤副会長、青木委員、保坂委員、林委員が所用のため、欠席となります。なお、林委員の代理として、全日本不動産協会東京都本部中野・杉並支部の久保様に、本日出席頂いています。よろしくお願ひします。また、三山委員が、所用のため遅れるとの連絡をいただいております。

まず、議事に入る前に、今回の配布資料の確認を事務局からお願いします。

塚本副参事

資料1から資料4まで、4種類ご用意させていただいております。

本日幹事でございますが、都市計画担当の辻本が、所用のため欠席させていただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

鎌野会長

まず報告事項、第4回中野区空家等対策審議会の議事要点について、報告をお願いしたいと思います。

塚本副参事

資料1、前回審議会議事要点について、簡単にご説明申し上げます。

1番、空家の老朽・管理不全度についていただきましたご意見でございます。空家の実態調査につきましては、あくまでも外観目視調査であったため、今後対策を進めて行く際には、建物の実際の躯体や構造の老朽化についてもしっかりと確認できるとよいのではないかと、ご意見がございました。

2番、空家の適切な管理推進に関する規定の考え方につきましてでございます。まず代執行の措置というのは、非常に私権に対するものでございますので、慎重な取り扱いが必要であろうと。2点目につきましても代執行の強制措置について実際には極めて有効な策ではないだろうか、ということでございます。3点目、4点目につきましては、緊急の安全措置の考え方でございます。

3番、将来の空家抑制についてでございます。実際に不動産の市場は現在一定程度活性化しているのではないかと、といったところでございます。中野区におきましても、空家の利用、一部限られているというご意見もございしますが、中野の特徴としては、接道不良の不動産が非常に多いため、その取り扱いが必要になってくるのではないかと意見をいた

だいております。利便でございますが、空家につきましては、例えば子育て世帯ですとか、そういった方々とのミスマッチというものが見受けられるのではないかとということでございます。こういったところを上手く解消することで、中野の世帯構成のアンバランスについても、一定程度解消を図れるのではないかといたるところでございました。その続きで空家の問題としては、実際には個人の相続の問題、税制のこと等が原因であろうとのことでした。最後になりますが、今後は高齢者に対しましても、地域包括ケアやそういった観点からも、しっかりと空家の利活用を考えていく必要があるとの意見がございました。

鎌野会長

前回の審議会でのご意見をまとめていただきました。また何かお気づきのことがございましたら、本日も 3 つの方向に沿っていろいろとご説明があると思いますので、その際にも追加してご意見を伺えればと思います。

それでは、(1)の空家等対策に係る基本点な方向性等について審議をしたいと思います。

資料 2 をご用意いただきます。事務局の方、よろしくお願いします。

塚本副参事

資料 2 でございます。中野区として、当審議会でも諮問をさせていただいております、空家等対策の基本計画を策定していくに当たり、第 4 回までの皆様から頂戴しましたご意見、そして中野区の考える空家対策のあり方を現時点で整理をさせていただきました。

1 ページ目が基本目標の 1 番、2 ページ目が基本目標の 2 番、3 ページ目が基本目標の 3 番ということで、大きく分けてございます。

基本目標(案)でございますが、1 番「特定空家等の解消により、誰もが安心して暮らすことのできる生活環境を実現します」。特定空家等の解消を区としては一つ目の基本目標の柱として考えてございます。これに関連しまして、これまで頂戴しましたご意見、方向性についてまとめてございます。

まず特定空家の基準でございます。一点目、管理不全空家や特定空家をしっかりと分ける基準、考えをもって整理する必要があるのではないかとということです。二点目、空家の実態調査はあくまでも外観から確認、目視であります。実際に老朽度や、特定空家として認定するためには、建物の躯体や構造の老朽化にも着目し判断する必要があります。次に空家等に対する代執行のような強制措置に対する考え方です。これは個人の財産権、私有権に影響を及ぼすことから慎重な取り扱いを行うべきであるということです。ここで挙げさせていただいておりますのは、皆さまから頂戴した意見、そして区の考え方に沿った形

でピックアップをさせていただいたものでございます。

そういったことを受けまして、下の段に区が考える対策の基本的な考え方でございます。

一点目、空家等の適切な管理に関しましては、必要な事項を法規定として定めることにより、空家等が管理不全な状態のまま放置されてしまうことを防止し、区民の生命、身体及び財産、そういったものを保護ならびに良好な生活環境の保全を図ることと致します。

この中で、特定空家状態となった建物に対しまして指導する際には、必要な建物の躯体や構造、そういったところの老朽化に関する指標についてもしっかりと検討をして参ります。二点目、代執行による強制措置については私権に対して制約を課すことであり、実施にあたりましては、関係者と十分な協議の上で進めて行くものとします。以上の二点が基本的な考え方でございます。今後もう少し具体的なことに関しまして、次回以降、こちらの方から案を示させていただきたいと思っています。

次に2ページをご覧頂ければと思います。基本目標(案)の柱の二つ目でございます。「空家等の利活用促進により、様々なライフステージやスタイルに応じた多様な住宅ストックの推進を図ります」。空家等の利活用促進でございます。

このテーマに沿いまして頂戴したご意見でございます。一点目、23区の中でも、中野区は木賃住宅の割合が高いという現状にあり、空家化した木賃住宅の対策についてもしっかりと考えながら、空家対策を検討していく必要があるというご意見がございます。二点目、高齢者等の住宅困窮者と空家のマッチングについて検討していくべきであるということ。三点目、情報提供のあり方についてです。空家情報というのは非常に個人情報に関わりますので、それを民間の事業者提供とした場合には、公平性の観点からしっかりと整理検討をしていく必要があるということ。四点目、空家の利活用に向けた連携ということで、空家の利活用については、相談体制、プラットフォームを作っていくことが有効ではないかということ。その上で個別案件毎に、各関係者、事業者、団体が連携し、総合的な視点から適切なアドバイスを提供していくことが必要であろうということ。空家対策は民間市場原理による民間活力の支援が一番有効であり効果的であるということ。空家の利活用にあたっては、行政としてできることをやった上で、行政ではできないことについて民間の力を持って進めて行くのが良いのではないかといたところでございます。民間がやりやすいような仕組みが必要であるとのご意見でございます。

これらを受けまして、区が考えた対策の基本的な考え方でございます。一点目、空家を住宅のストックであると捉え、有効活用を図っていく。高齢者等の住宅確保要配慮者の方々が安心して暮らせるような住宅等の確保をするための手段としてこういった空家や、アパ

一ト等の空き室の活用が有効であると考え、検討して参りたいといったところでございます。二点目、現時点においては区が収集した空家情報を民間事業者の方に直接提供することは、個人情報保護の観点からハードルが高いということ。こういった背景の中、不動産事業者さんのそれぞれの間で、空家の利活用に関して情報のやり取りをするというのは、なかなか見受けられない状況にあります。そこで、空家対策を推進する中野区と民間事業者さまとの中継地点のような形で、協議会のような組織を活用していくことで検討して参りたいというところでございます。このような組織を活用することで、事業者の間で情報交換の幅が広がったり、スピード感が増したり、空家（遊休不動産）を活用した視野の広い検討、たとえば福祉の観点ですとか子育ての観点、情報共有によるスピード感を持った事業の展開が期待できるのではないかと考えてございます。

最後の三つ目の柱、「空家化の抑制により、活力ある持続可能な住宅市街地の実現を目指します。」これは将来空家化することを抑制していく取り組みの考え方でございます。

これまでのご意見でございます。一点目、市場の動向についてということで、現地点では賃貸住宅の新規供給が実際の需要よりも上回っているのではないかと、いう状況下で区として、住宅政策のそもそものあり方、大家さん、オーナーさんの意識を整理する必要があるとのご意見でございます。二点目、事業者との連携についてです。将来空家、利活用空家、利活用可能な空家、そういった段階から、管理が不全な空家や特定空家にならず、不動産の市場に繋がるような管理を推進していくことが必要ということ。そして区は、それに沿いながら、事業者としっかりと連携を図っていくべきであるということ。三点目、意識啓発、そして広報についてです。不動産の空家化を防ぐという意味からも、今後は不動産の有効活用について、区民に広く周知をしていく。そして意識を高めていく必要があるというご意見。四点目、将来を見据えた対策ということで、中野区は建物の着工数は数多くあり、現時点ではまだ人口減少がほとんど始まっておりません。ただ、10年先、20年先を見据えて空家の考え方を持っていくべきであるというご意見でございます。

それらを受けまして、対策の基本的な考え方でございます。空家化を抑制していく為には、所有者に対してまして不動産の利活用に係る啓発をしっかりと進めて参りたいと思っております。そして空家を不動産市場に流通させる促進策を考え、支援等を進めていく必要があると考えてございます。このため、区ではさきほど申し上げました、例えば協議会のような、そういった協同組織としっかりと連携を進め、以下にありますようなサービスを構築して参りたいと考えてございます。中野区が都市として、しっかりと今後も優位性を保ち続けて、活力ある住宅市街地の形成を目指したいと、いった風に考えております。

サービスの案でございます。一点目、空家等専門相談窓口等の構築。空家問題というのは、建物だけではなくて、相続のような法律的にも複雑な案件など複合的な要素がからみあった問題があるということ。専門的な窓口の構築、相談会の実施が必要ではないかと考えてございます。相談窓口を整備することで、空家問題を担当する事業者の方々間でし

っかりと情報共有を図り、空家化の防止、空家の利活用を進めるためのマッチング、コンサルティングの提供が可能になるのではないかと考えております。二点目は、空家等対策セミナーの実施を検討したいということ。所有者の方の中には、不動産の資産価値のノウハウがないような、賃貸住宅の市況見通しの判断を見誤った方、慣れてない方も当然いらっしゃると思います。そういったことが背景となり、空家として利活用されないという状況もあるのかなということ。事業者の方と協同した体制の中で、空家等対策セミナーの実施によって、しっかりと不動産市場に流されるように誘導して参りたいと考えております。

以上の三点を基本目標として、対策の基本的な考え方を示させていただきました。具体的にもう少し掘り下げた形で、今後ご提示出したいと思っております。大きな方向性としてはこのようになっておりますので、その点につきましてご意見を頂戴できればと考えております。説明は以上でございます。

鎌野会長

審議会の役割として、最終的には中野区空家等対策基本計画の策定の出発点ということで、これまでの議論を整理していただきました。そして今後具体的な基本計画の策定案に繋げようという位置づけでございます。

3つの基本目標に分けてあり、まずは特定空家等の解消についてです。やはり解消することが地域の住民の方にとっても有益だと。そういうことで安心して暮らすことのできる生活環境を実現するということです。最終的には強制執行という段階もあると。2番目は、充分利活用できるものの利活用がされていないといった場合に、利活用を促進するにはどうしたらいいかということについて。3番目はもう少し広い話です。持続可能な市街地の形成ということで、できるだけ空家化を防止するいろいろな施策を考えよう、といった作りになっています。

特定空家等の解消ということについて、ご質問、ご意見などがありましたら、発言をいただきたいと思えます。

私の方から話させて頂きます。建物の躯体や構造上の老朽化に着目し、指導する際に必要な建物の躯体や構造上の老朽化に関する指標についても検討するということですが、区の方として、どこまでできるのか。躯体とか、構造の老朽化というのは、具体的にその特定空家に入り、専門家を交えて調査するということなのか。あるいは、図面などを確認するのか、そのあたりのお考えをお聞かせ願いたい。

塚本副参事

外観目視は、敷地に立ち入らず、道路から建物を見て、「だいぶ古いな」とか、「ちょっと傾いているんじゃないか」といった調査しか行っておりません。地域に危険や悪影響を及ぼす特定空家は、空家法で行政として立ち入り調査の実施が認められております。極論を言えば所有者の承諾がなくても、調査権が区に一定程度与えられてございます。

そこで、地域に危険を及ぼす、非常に悪影響を及ぼす特定空家の候補になりうるような物件に関しては、承服の上でこちらとしてもやりたいと思っておりますが、区として、建物の構造や痛み具合までしっかりとチェックをして、特定空家への対処、措置を講じて参りたい、判断をして参りたいといったところでございます。簡単にいえば、見た目だけで判断はせず、しっかりと区として考えていきますと、そういった意味合いでございます。

鎌野会長

今、おっしゃったように法的にもそういう後ろ盾があるとのこと。今後それをさらに細かく、指標など、あるいは立ち入るにあたっての基準とか手続きを考えていくとのことですね。

五味委員

建築家として意見を申し上げます。

まず、空家の構造上の老朽化というのは、目視では全然分からないということです。たとえば昭和56年以前、新耐震基準以前の建物はすべてだめです。老朽化している建物は、ほとんど耐震診断でアウトであり、そうすると約7割が中野区ではダメなんです。そういうことが一般の区民はわかりません。この文章だと老朽化に対してあいまいな表現です。ちゃんとこれは直しなさいと、空家に対する対処しなさいと、具体的なものを後でつける必要はないでしょうか。これだけだと一般論になってしまう。

塚本副参事

区民の方にしっかりメッセージとして示すのが目的ですので、今おっしゃられたように、緊急性ですとか危険性というものがきちんと伝わるような表現をぜひ加えていきたいと考えます。

五味委員

具体的にいいますと、平成7年に阪神淡路地震があったわけです。ほとんどの老朽化した家が壊れました。昭和56年の新耐震に基づかない建物が壊れ、新耐震以後は壊れていないのです。そういう具体的なものをいわないと、ただ老朽化といってもわからない。だから、ここの文章の裏に老朽化というのは、そういうのがある、という読めばわかるようなものが必要でないかと思います。

東京は、まだ阪神淡路地震がないのです。だから分からない。私が恐れるのは、もし地震があったときは、中野区はおそらく半分は壊れるかと思います。新耐震以前の建物が多いわけですから。

鎌野会長

大事なお指摘だと思います。基本計画のときに区民の方にわかるように、ただ老朽化だけではなく、何年以前のものも基準を満たしていない可能性がある、具体的にわかるように基本計画などでも示されたらいいのではないかと。

五味委員

もし東京に地震があった場合、空家のせいで中野区は全滅したというようなことになり、指導指針みたいのをなんで示さなかったというような問題にならないように何か考えた方がいいのではないかと。

鎌野会長

お住まいの方にはちょっとそういう啓蒙というのですか、それも同時にちゃんとお知らせしなさいと。

五味委員

何やってたんだ、ってことになりますからね。

米田委員

旧耐震という建築の関係と今回の事案は少し違うのではないかと。どこかに説明書きくらいで出せばいいんじゃないかと思うんですけれどね。但し書きのような。

五味委員

表現の仕方だと思う。見て分かるように。

高橋（一）委員

国の空家等対策特別措置法で、スポットライトが建物に当たるのは当たり前ですが、建物そのものもさることながら、その所有者の方のありようが大事だと思います。例えば高齢の方が一人で認知症になってしまったりして所有権だけ残っていると、本当は所有者はもうお亡くなりになっていて、相続権はみんなが持っているんだとか、相続が係争中でその先に進めずにいる物件なんだとか。建物そのものの調査もさることながら、使っていた状態との変化がどうだった、というのも区としては把握していたほうがいいのではないかと。

他の区もあんまり入れてないですけど、入れた方が良くはないかと思えます。調べられるときに、近所の方に少しでも早く聞いておかないと、近所の方も亡くなってしまうと余計わからなくなってしまう。

また、行政代執行という言葉はとても響きが悪いですけれども、本当に管理が無理だとなれば、その所有者の方にとって、とてもありがたい行政代執行になるかもしれないですよ。そういうことが親切的な行政のような気がします。一つひとつ見てあげると、代わり

に壊してあげようということは、当人の方にとっても喜ばしいことになるかも知れないと思います。

ただあくまでも、さすが中野区さんだなと思うのは、行政の措置については、二の次三の次にしておくということですので、それ大賛成です。やはり有効活用していく。それが地域の資源と思って、あとから用途開発を進めて行くための方向性の条例にしたのだと思います。それにしてもやはり、どういう状況でその建物があるかという人的な要素を加えていただきたいなと思います。

鎌野会長

そういうのは大事な指摘で、建物だけに注目するのではなくて、そこに至った経緯なども合わせて、出来る限りそのあたりも踏まえたところで、最終的に解消だろうと思います。その他何かございますか。

伊藤（誠）委員

「住宅困窮者と空家のマッチング」ですが、今中野区としてはなんらかの部会を作って、対応されていますか。民間の団体が住宅困窮者のための家を借りて、これから住んでもらうということがあって、地域の人に説明がありました。そのとき、「中野区は、何らかのことをしてくれるんですか。」「いや、何もないです。」という話がありました。そこで聞いたのですが、高齢者の場合ですと保証人があるだけでも全然違うということです。これはどちらかという福祉の点かも知れませんが、空家問題と長い目で見れば関係してくるでしょう。なんらかの福祉にこの件は、踏み込まざるを得ないですね。要は、中野区として補助のお金だけじゃなくて、保証人に対応していくとかいったこととか含めて。

塚本副参事

いわゆる住宅困窮者といいますか、今お話に出たような高齢者の方、障害をお持ちの方などがなかなか民間のアパートなどにすんなり契約ができないという問題ですね。そういった声が、やはり区役所の方にも届いてございます。今時点では、そういった事業を区はやっておりません。ご紹介ありましたように、例えばNPOが自前でいろいろ活動されているという件は何件かお伺いしております。

今後、区としても、住宅セーフティネットという考え方で、住まいを探すのに苦労されている方をしっかりサポートしていくと考えてございます。その時に、例えば区は補助金を出すとか、アパートを借り上げてそれを提供するとか、そういった方向性では考えておりません。あくまでもこちら空家の利活用の考え方とリンクするのですが、空家を住宅ストックとして、それが住宅にお困りの方にスムーズに借りて頂けるような仕組みを区として構築して参りたいと。その際には、区だけではできないので、不動産事業者を始め、福祉で活動されている団体との連携を取りながらマッチングを進めたいという考えを持って

おります。すぐにでもできるだけ始めていきたいと思っております。今回この空家の基本計画もそうですし、今後の住宅政策の中でも大きな柱になると考えております。

地域包括ケアということで、福祉の健康福祉部の方と地域支え合い推進室の方で今事業を進めておりますので、そことも連携をしていくと、今体制を考えております。最初にご指摘があったように、福祉との連携は本当に大事だということで、区としても考えているところです。

花堂委員

今の話と共通していることですが、今、病院はほぼ入院できません。どうしてかっというと、ベッド数をもう増やさないのです。お金がかかるので、病院には入院して欲しくないということです。じゃあどうするのかというと、ある程度収入のある方は有料老人ホームへ、収入のない方は社会福祉法人の特別養護老人ホームで待つと。ところがこの特別養護老人ホームも待ちはあるのですけれども、もうこれ以上箱モノは作らない。じゃあどうするのかというと、このときに空家ということが具体的に考えられています。

ちょっと調べておいて欲しいのですが、病院を退院するとき有料老人ホームには入れない、自宅にも戻れない人は、一旦ショートステイをするという。このショートステイは、社会福祉法人などが行っています。これの基準を緩和して、一般の民家みたいなどころでもできるような形にすると聞いているんです。その方のリハビリ施設を簡易的なものにして、その方が自宅に戻れるようになったら空家に行くような形。そのことに対して、毎月一人の高齢者に二万円、家賃補助ですね、これが10年間みますということが決まったと聞いています。ですからこれは一つの裏付けになるかも知れないものですから確認していただきたい。それができるとまた方策があると思います。

最終的に緩和をしてシェアハウスのなところでも高齢者が介護を受けられるっていう状況になっていくんじゃないかと。費用がやっぱりかかってしまうので、そういう風になっていくんじゃないかなと思っています。

五味委員

これからの時代は大半がみな高齢者になる。そのときの介護の仕方とか、そういう施設、今の中に建てないと。現状はどうなっているんですか。

花堂委員

箱モノでは、有料老人ホームと言われるものと、サービス付き高齢者向け住宅というのがあります。外見はまったく同じです。こちらは特定施設で、要介護5の人であれば、例えば20万円/月の中で全部、国とか自治体は出しています。ところが一番安いのは訪問介護です。訪問介護をやっているところは、コストがすごく安いのです。ところがそこにも無駄があるのは、それはヘルパーが移動しなければならないことです。この移動に時間がかか

り、国がそれを無駄だと思っています。一ヶ所に高齢者が集まってそこに訪問介護ということであれば、移動費がかからず、それでなおかつ訪問型のサービスなのでコストが下がると考えています。ですからサービス付高齢者向け住宅というのは、施設ではなくて在宅なんです。高齢者マンションですね。たとえば、介護を受ける人はみんなその会社のビルの上に引っ越して来てくれたら楽ですよ。そういう感覚でコストも抑えて一ヶ所にご高齢者が集まってもらって、訪問介護で対応してもらおうと。

空家で例えばここには一部屋3LDKで3人の介護が必要な重度の高齢者が住んでいます。こっちにも住んでいます。そうすると安く上がるという感覚だと思うんですよ。中野の地域全体を老人ホームと見立てて、空家が例えば十、二十あったら、ちょっと離れていますけれども一つの建物みたいな感覚で、それでなおかつ空家であれば安く収まるみたいな、そういうことだと思います。

五味委員

それをやらないと間に合わないということですね。

花堂委員

もう間に合いません。ただまだ実際に取り組んでいるところはほとんどないですが、これからそういうものが増えてくると思いますね。ですから今、いろんな意味で課題も多いですが前向きに捉えればチャンスはチャンスということになるんじゃないかなという、ひとつの仕事としてもですね。福祉はまた別ですけれども。その一般のオーナーさんたちも、それを前向きに捉えてうまく活用したら、ちょっといいのかなと思います。

鎌野会長

貴重なご意見をどうもありがとうございます。

私の方からお願いですが、利活用の中での高齢者等の困窮者と空家のマッチングを検討するということですが、その前提として中野区の有料老人ホーム等の状況を整理していただきたい。

もう一つはこういう高齢者等の住宅困窮者ということになると、公営住宅、区営住宅、都営住宅との関連も出てくるのでその仕分けですね。場合によってはできることとできないことがあると思うんです。だからこれは公営住宅等に任せておく、福祉でも空家の利活用の範囲外ですなど、できることとできないこととはっきりしておかないといけないと思います。空家というのをうまく活用して税金を使わないで有効に、というのが一方であると思うんですよ。福祉とか関連の部局との間で整理していただきたい。次回以降、資料としてお示しをいただければと思います。

高橋（一）委員

民間活力の支援が有効であり、活用に民間が担う必要がある、というのはもちろんこの通りだと思うのですが、空家をうまく活用していくとなった時点で費用がかかるわけですね。それは行政にお願いするのも限界があるだろうと。

一番の問題は資金だと思います。この分野は本当に金融が付かないのです。金融機関は建物が古く、価値をゼロと評価した段階で融資が出ません。出たとしてもごく僅かであったり、あるいは返済期間が短かったりします。有効活用していくには、少し長い15年20年で返済をしてければ。例えばそれを介護施設に貸しても、シェアハウスにしたところでそんなに大きな家賃は取れないですが、それでも20年返済すればなんとかなる。今の民泊の法律では、365日全部営業できない法律なので、そこまで収益上がらないときのバランスを取るには長い期間で金融がつくことがやっぱり前提だと思うんですね。今度は建っているものについて再度有効活用していくときに、金融がどういうスタンスなのかということ、区として少し金融に問うという立場でいいんじゃないかなと。

私、豊島区では同じ空家委員をやらせていただいて、豊島区専用空家ローンというのを作りました。次は練馬区で4つの信用金庫が集まって調印をしました。空家ローンを各信用金庫が開発しますとの記者会見しました。だから、区内にある金融機関を集めていただいて、区民の皆さんの役に立つような金融の商品を開発せよと、命令いただいてもいいんじゃないかと思います。例えば金利が0.1%のところ0.05%を中野区が援助するということになれば、信用組合の方は喜ぶんじゃないかと思いますけれど。

伊藤（誠）委員

結構それで、そういうものを使おうとする区民の誘因になりますもんね。

高橋（一）委員

そうですね。4年やってみて特定空家にまでいってしまって、崩壊寸前のものはさすがに手の入れ用がないですが、その手前であれば少し手を入れていただいて耐震診断や耐震工事のやっていただくのも本当に多いです。あと20年持たせるためには、安心していただかなきゃならないので、たとえ何百万、大きな話、何億円かかったなんていう工事も、追加工事ですべてしていただいて。でも40年ローンならばたいしたことないので。そういうことで、あらたな民泊をやる方がそこで事業を興されたり、シェアオフィスもずいぶん作りましたけれど、区内に本拠地をおけば、事業税は区に入るとか。その後の二次的な効果は大きいので区の方としてはそこに先行投資をしていただければ。

福祉の事業もあります。もともとはリバースモーゲージをやっている。まだまだきれいな家を50歳の方が世界一周したいからお金を借りたいと仰って、うちは融資して。あるいはご自身が特養に入るお金にするとか。

鎌野会長

その他に何かございますか。

五味委員

私も設計事務所をやって 60 年くらい経つのですが、ちょうどの 22 年前の中野区は、景気がものすごく良く、出生率が今とは逆の時代だった。今から 20 年前中野区には、まちづくり公社というのがありました。考え方は、どんどん人口が増えるから、地区計画をしないと環境がもっと悪くなるというものです。日照権の理由で、あの頃は中野区にもポケットパークをいっぱい作っていました。

20 年後を考えると、今度はポケットパークどころではない。逆に空家がいっぱい増えていく。そうすると地区計画がやりやすくなる。やりやすくなると道路幅が広がる。中野区は東京都一の道の狭さです。車が 3m の道を平気な顔をして通過していく。そういう環境ですがこの議論をチャンスにする。私はある学校周辺の道路の整地しておりまして、延長距離が 400m あって、幅員 3m の道を 6m にしています。また、この周辺に空き家が約 7 軒から 8 軒、400m の延長距離の間にあるものですから、非常に拡幅がやりやすいということがあります。

20 年前と正反対のことを逆論になりますが、そういう発想がないものかと。

豊川都市基盤部長

都市計画、建築規制の状況をお話しさせていただきます。そもそも住居専用地域、工業地域などですとかは、土地利用を純化しようとするのが目的でした。つまり住宅地は住宅ばかり、商業地は商業ばかり。この意味は、都市が拡大局面にあってはやはり土地利用を純化しないと混乱が生じるだろう、しないと環境が悪化するであろうと。従って都市が拡張する前提とした制限でした。

ところが今おっしゃったように人口も減っていますし、特に東京から 30km、40km の郊外は、人口が劇的に減少しているので、かなりスカスカな状態になっている。用途地域の規制というのが上手く働いていない。第一種低層住宅専用地域などと厳しい地域は、コンビニができない。宅急便の配送センターができない。それから例えばデイサービスセンターなんかも、場合によってはできないという利便施設ができないという状況に陥っている。

ですから今の都市計画自体もそもそもは空家が増えた状況には対応していないという状況にはある。線引きということを言いますが、かつては人口がどんどん増えて都市を拡大して市街化区域をだんだん増やしてきた。ところが今、人口が減っているものですから、市街化区域を減らせるかといえば、減らせない。1 回市街化区域にしたものを調整区域にすると大変なことですから。そして今、穴あき状態になっている。まさに空家です。

それを五味委員が言われたように、公共的な含みを持たせてポケットパーク、あるいは公共的な施設を作るとか、方向性が変わってるんだと、上手く波に乗る、そういったことも必要かと。

鎌野会長

議題 1 の基本計画の策定に向けてということで、基本的な方向性を話して頂きまして、また次回以降続けて審議を頂くことになると思います。今日の議論を事務局の方からまとめて頂いて、各委員からいくつか注文が出たので、そういうことも次回情報提供を頂ければと思います。

それでは続きまして第 2 の議題「空家等の適切な管理推進に関する規定の基本的な方向性について」こちらの方に議題を移したいと思います。

塚本副参事

資料の 3 番「空家等の適切な管理推進に関する規定の基本的な方向性について」です。1 番、「規定の必要性について」です。前回のおさらいになりますが、適切な管理が行われていない空家の存在が現在の生活環境に影響を及ぼしている、非常に大きな問題になっているということ。そのうえで空家法が全面的に施行されたという背景があり、今後全国一律、画一的に規定されている総則的な空家法を前提としながら、区として中野区の実情に応じた規定を作って参りたいといったところです。

2 番、「規定整備の方向性について」です。空家法については、例えば管理不全建築物に対して行政代執行が認められています。そういったことなど空家対策における具体的な対策規定を置いている法律であることが一つの特色として挙げられます。こういったことを踏まえて今回中野区で考える規定整備の方向性としましても、こういった空家法の規定を生かしつつ補足する事項ですとか中野区独自の対策、そういったものを条例の形で盛り込んで参りたいと考えております。

そのうえで 3 番からが内容の案で、いま区が一つたたき台として考えている案です。(1) 条例の目的。空家の適正な管理に関して、空家法に定めるものの他、必要な事項を定めることにより、空家等が管理不全な状態のまま放置される、そういったことを防止し、区民の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図り、もって安全な地域社会の実現を図ることを目的とする。(2) 空家等所有者の責務。空家法の第 3 条にもありますが、所有者またはその空家の管理者につきましましては「所有者等」と定義を行いまして、その上で所有者等は空家等が周辺的生活環境に悪影響をおよぼさないように適正な管理を行う、そういった義務があることを規定します。空家法にもありますが、区が考える条例にも同じように規定を設けたいということです。

2 ページに参りまして、(3) 区の責務。①空家の適正管理等。所有者等による空家等の適正な管理を推進するとともに、特定空家等の状態にある家屋、空家につきましましては、空家法の趣旨に基づき適切な措置を講ずることと致します。空家法でも特定空家の対応は規定されているところですが、条例においても区の責務としてしっかりと特定空家の対策をしていきたい。②利活用の促進。空家等に関する利活用の促進に関し、事業者間の連携を支

援するなど必要な措置を講じます。③空家化を抑制するための措置。住宅等の将来的な空家化を抑制するために、不動産の有効利用に関する意識啓発など必要な措置を講じます。

この3点を区の責務として、条例に盛り込みたいと考えております。空家化を抑制するための措置というのは、空家法には規定がございませんで、中野区として中野区独自に、まだ空家に至っていない住宅についても何らかの区として意識啓発などの支援というか、投げかけを行っていく。そういったところがこの役割であることを条例の中で考えております。

(4)適切な管理が行われていない空家等に対する調査。適切な管理が行われていない空家等について区が当該空家等に立入調査をすること、関係者に質問することができるものとする。こちら空家法には規定がありますが、区としてもしっかりと調査をして参ります。

(5)区民等の役割。区民等は、その居住している地域または事業活動を行っている地域に存する空家等が管理不全になることのないよう、区や近隣の区民等と相互に協力するよう努めるものとする。条例の中では、近隣の住民の方にも一定程度、区の方に通報というか、情報提供して頂くとか、空家の改善に向けてご協力を頂きたい、といったところで規定を設けています。(6)氏名・住所等公表措置。特定空家等の対策にあたりましては、空家法の規定に基づいて「助言及び指導」、「勧告」そういったステップを経た後に、なお管理不全状態が改善されない場合に「命令」を行うことができる。当該命令に従わない場合において、命令に従わなかった者の氏名及び住所、命令の対象となる空家の所在地の事項を公表することができる、そういった規定を設けたいと考えています。こちら空家法には実は規定がない。これによりまして、上記「命令」の実効性を間接的に担保することができるのではないかと、そういった効果を期待するものです。

3 ページ(7)緊急安全措置。特定空家状態にある空家等におきまして、管理不全状態を解消するためには原則として「助言及び指導」そういったステップを踏んだうえで所有者に改善を求めていく、そういったものが原則的な形です。しかしながら指導等に時間がかかる、あるいは所有者、管理者そういった方々を確知する、見つけることができない、そういったケースも想定されます。このような管理不全状態に起因して近隣の区民などに危害が及ぶことを避けるために緊急的な必要がある場合に、条例の中で必要最小限度の応急措置を区が行うことができる。そういったことを規定して参りたい。例えば、外壁が大きく剥がれてすぐにも近隣に被害が及びそうな場合や、瓦が崩れて道路に落下しそうな場合、そういった場合には所有者の了解なしに、といいますか区の判断で簡易的であるが立入り禁止措置を行う、そういったことが可能となることです。こうした対応措置は行政機関が具体的な義務を課すことなく、私有財産に直接的に実力を加える作用（行政法上の即時執行）に該当することから、実際の運用にあたっては緊急性を考慮した上で必要かつ相当と認められる範囲内において具体的な措置を行って参りたいというところです。

4 番の特定空家等に対する措置。今の緊急安全措置も含めてですが、(1)特定空家等に対する措置に関して実施基準を策定します。特定空家に対して何らかの対策を行っていくに

あたり、空家法の規定の中で「助言及び指導」、「勧告」、「命令」そういったステップのうえで「代執行」といった強制措置を区が実施することができるものとなっています。しかしながら空家法の法文上の規定だけでは問題となる案件につきまして、例えば特定空家であるといった認定をすることができる詳細の実施基準が示されていません。そのため区として特定空家対策をしっかりと実施していくにあたりましては、実務に必要となる区としての実施基準を策定していく必要があります。実施基準というのはいわゆる最初にも話が出ましたが、どういった場合特定空家とするか、どういった場合に緊急安全措置を区が行うことができるのか、ランク、指標、そういったものを基準として策定していく必要があると考えています。

(2) 特定空家等対策に係る検討組織の設置。特定空家等に対して何らかの措置が必要な事案が発生した際には、空家法の規定と共に、今説明したような実施基準に基づいて対応していくことになりますが、その措置の実施に際しては慎重を期す必要があることから、区職員により、区内部に構成する何らかの組織を設置して事案に対する対応をしっかりと協議していく必要があると想定しております。

4 ページ目は、参考までに表で付け加えておりますが、助言、指導、勧告、命令、代執行がどのように記載されているかを、参考までにつけさせて頂きました。

続けて資料 4 です。資料 3 で説明した条例の考え方、中野区としての条例の考え方に対して、23 区内の他区で空家に対する条例が既に作られている区もありますので、表としてまとめました。

表には大田区から練馬区までございますが、「空家法施行前」、「空家法施行後」で、実は空家法ができる前から空家対策に条例を設けていた区が、大田区、足立区、新宿区、墨田区、豊島区、品川区です。こちらの区は空家法ができる前から条例がございました。その下、世田谷区以降 5 区については、空家法が出来たうえで条例をつくった、あるいはもともとあった条例を空家法に沿って改正をしたという区になっております。

中野区が参考とするところとしては、空家法の施行後の各区の条例を横並びに見ながら、条例を考えて参りたいと考えております。右の方にいきまして、それぞれの目的、施行の年月日。対象となるところで様々、各区の状況が分かれています。例えば一番左、「管理不全建築物（老朽建築物を含む）」こちらは何を示しているかというところ、この条例の目的が空家だけに限ったものなのか、空家を含めた人が住んでいても古い建物、老朽建物といったものも対象としていると、ある「○」なし「－」で示してあります。

一つ例を挙げると、足立区においては、まちの中に古い危険な建物がある。それが空家なのか空家ではないのか、人が住んでいるのか、にかかわらず、この条例に基づいて何らかの措置を行うことができる。例えば世田谷区は○がないので、あくまでも空家だけが対象の条例。人が住んでいたら、仮に古くて危なっかしかつたとしても、この条例は対象とならない。そういった区分けができております。横にいくと、ごみ屋敷を含むのか含まないのか、空き地の管理については対象とするのかしないのか、その次は空家対策の単独規

定、空家だけを対象としているのか。

右側にいきまして、条例の内容です。立入調査をできるというのを条例に含んでいるかどうか、氏名の公表をするのを条例に含んでいるかどうか、代執行の規定が条例に入れるか入れないか、緊急安全措置、罰則規定、そういったところを、様々区によって内容が違ってきます。

一番下に中野区で考える条例の基本的な方向性を仮にここに落とし込んでみると、こういった形になります。中野区としては空家だけを対象とした条例であって、立入調査を条例の中でもうたい、氏名の公表も、命令に従わない場合は、出来るものとします。代執行規定は空家法でしっかり代執行できるとされていることから、条例では含まずに、空家法を元に、もし仮に代執行する場合には代執行いたします。緊急安全措置は空家法には規定がないので、この条例が無いとできないので、入れさせて頂いています。罰則規定は特に設けておりません。資料3と4の説明は以上です。

鎌野会長

条例制定に向けての準備作業ということで、規定の整備について説明をして頂き、また最後に一覧表を示して頂きました。他区との比較、中野区ではどういうものを目指しているのか、次回以降あるいは表、頂いたご意見に基づいて更に詰めていくという流れです。

高橋（和）委員

対象を人が住んでいるところは除いて老朽家屋だけ、空家だけにするという考えは結構だと思います。その他大筋は理解できますが、代執行規定への姿勢について。資料の説明では「法律にあるが、実施基準が明らかになっていないので、その実施基準を策定していく必要がある」という表現になっていますが、区側の説明では法律に基づいてやるにはやるが、条例では書かないというような説明でした。これは腰が引けているというか、そこまで慎重になる必要があるかどうか。

実施基準を策定していく必要があるということは、実施基準を条例に盛り込めばいいんであって、今の区側の説明では「実施基準が必要だけれども条例には盛り込まない」と受け取ったのですが、いかがなものでしょうか。

塚本副参事

実施基準自体は実は条例の中で規定をするものではないと考えております。要は区としてその実施基準の考え方を別途用意いたします。

条例の中にもいわゆるこういう場合は特定空家だとか、そういったことをうたう訳ではありません。しっかりと特定空家に緊急安全措置も含めて対応を図っていくという姿勢は示すものの、代執行については腰が引けている、というご指摘はございました。しかし条例にうたっていないから、区としては腰が引けているのではないと考えます。

練馬区、板橋区などは代執行規定を条例に入れています。片や世田谷区、台東区、荒川区は代執行規定が条例に入っていない。この違いは何なのかというと、例えば板橋区は老朽建築物も対象としています。老朽建築物に対する代執行規定というのは、法律が無い状態です。逆を言うと板橋区等は空家以外人が住んでいる老朽建築物を代執行しようと思ったら、根拠となるような法律、直接の法律が無いのです。代執行法は別途ありますが、老朽空家を壊してもいい、代執行でやるという直接的な根拠がないので、恐らく条例でしっかりと位置付けている。

一方、世田谷区、台東区、荒川区は空家だけを対象とした条例です。空家だけを対象としていけば、空家法という法律の中でしっかりと代執行が規定されているので、条例の中に規定までは盛り込んでいない、といった仕分けになっているのではないかと。中野区においても空家法がしっかりあり、対象となるのは空家だけと、同じなので条例の中にあえて入れてないのです。

ここから先は法務的な部分もあるので、一概に代執行の規定を条例に入れてもいいのかというところは、この場でなかなかはっきりとは申し上げられないが、入れること自体は不可能ではないのかな、というのは感触として持っております。ただ無理して入れなくても、どちらでも可能な状況だという風に考えている。

鎌野会長

その点はまた検討頂いて。場合によっては折角実施基準を策定して、これを中野区独自のものにしようということであり、この条例にも実施基準に基づいて、別途定める、ということを書くこともできる。それを果たして「条例で定める」と言うのか言わないのかは別として、そのあたりはご検討いただいて。

伊藤（英）委員

表の対象の管理不全建築物（老朽建築物）、このカッコの老朽建築物が入っているために、これが「○」にならない訳ですよ。中野区の案としては、空家なら「○」な訳ですよ。このカッコを除いたらできないでしょうか。「(老朽建築物を含む)」を無くしたら。住んでるか住んでいないか問題な訳ですよ。空家だったら管理されていようが、空家としてみなされれば強制代執行ができる。「○」にするため、このカッコが無ければ、いけるんじゃないか、と思ったものですから。

塚本副参事

話の流れで代執行だとか、緊急安全措置のところには焦点がいますが、ここで区で考える空家条例は古いだけの空家ではなくて、管理をされている空家についても区としての役割、例えば利活用を促進する、そういったところもしっかりと位置付けています。実際には空家じゃなくて人が住んでいるけど、地域に迷惑をかけている建物があるとは思

ますが、空家審議会の中では少し難しいのでは。将来的には中野区の住環境の問題にリンクしてくるところですので、検討していく必要があるとは思いますが、今回に関しては空家だけ、ということでぜひご意見を頂ければと思います。

高橋（一）委員

行政代執行を前提としたときに、所有者が住んでいると主張されたときのことを考えているのですよね。代執行ができなくなるので。板橋区、練馬区方式であれば、住んでいると主張されても、行政側が執行できる、ということですよ。

塚本副参事

そういうことです。

伊藤（誠）委員

根本的なことを聞きたいのですが、代執行が終わった後は基本的には空き地になる訳ですよ。中野区の相談会で聞くのですが、地方では建物や土地に壊す金額も価値もないから地方公共団体に「あげるから持って行って」と言っても、地方公共団体は「持っていくのは嫌だ」という話になるといいます。

中野区はそういう状態ではなく、土地に価値がある。でも代執行をして、残った土地はどのようにするのですか。代執行はただ単に危険な建物を壊すのですよね。残ったあとはどうするのか。それだったら最初から代執行する前に所有者が10人いるなどではなく、単純だった場合、所有者が「代執行されるなら譲渡するので解体してください。」ということは可能な訳ではないですか。代執行は目先のはいいけど、その後、土地はどうなるのか。

塚本副参事

当然委員が仰るように、恐らく代執行を行う時はそれも含めて区としては執行するものだという考えではあります。いろいろなケースがあると思いますので「一概にこうだ」とはわかりませんが、ただ区としては、代執行は相当な状況、本当に最後の最後の話ですので、壊した後どうなるのかというところまでしっかりとシミュレーションをしたうえで当然実行に移していくものと考えています。

小山内副参事

例えばこれを違反建築の代執行と考えた場合、一例だけある訳ですけど、それはあくまでも建物が存在することで周辺への悪影響が大きいというところから結局代執行を執行したということがあります。当然壊した後は更地になり、壊したものもきちんと整理をして、その方の財産である訳ですから、きちんとシートをかけて、それで引き渡しをする。その先は所有者の方が自分の財産ですので決めて頂くしかない。空家も当然それと同じ形にな

らざるを得ない。

伊藤（誠）委員

今の話では、代執行を受ける方の資産なり、資力があるから対応できるので、対応できなければ、解体して、材木などを置いたらそれこそ余計悲惨な状態になるのでは。空家問題のところで、問題なのは、その空家の人はいくらだけの資産が残っているのか、その土地がいくらだけの価値があるかというので、その後が変わってしまいますよね。

小山内副参事

例えば無接道敷地ですとか、土地としての価値が低い場合においては、確かに難しい側面があるかもしれませんが、それについては何らかの解決策なりを私どもとしても示す必要が今後出てくるとは思います。例えばそれ以外の活用できるような敷地であれば、今の経済状況を考えた売却という手もないわけではないので、ただ単に解体費用がどうのこうのという話だけでは進まない。その辺の所はすみ分けをしながら整理していく必要があると理解しています。

五味委員

今、おっしゃったのは違反建築の場合ですね。違反建築の場合は事後処理をどうするかというところまで考えて代執行すると思う。

今回空家の問題は初めてですね。だから余程慎重に考えないと、居住権だとか、住む権利あたりのことをちゃんとやっておかないと、完全なルールを作っておかないとまずい。

ルールができないと空家は街のためには良くないから、犯罪の巣になるからとか、老朽化すると困るからなどいろいろ理由はあるのですが、空家の持ち主がどういう考え方でいるかということが重要だと思う。代執行とはすごいことですよね。考えてみると。

小山内副参事

これまでも指導、助言をして、相談に乗ってきているというプロセスはある訳で、我々はそれも踏まえて必ずしも代執行ありきではないですが、前提の下で、なるべく指導の段階で助言なり勧告する時点で相談に乗れるような体制で常に接するよう職員にもお願いしています。

豊川都市基盤部長

代執行という話が出ていますが、行政として代執行は、重い決断です。かなり手間がかかりますし、いきなり現場に行って、紙貼って、明日から代執行、というのではない。ひと月、ふた月前から手続きを踏んで最後にやる。ですからこれまでも代執行は確かに一例しかありませんが、朝、現場に行ってみたら自分で壊し始めているというのは結構ありま

す。実は代執行未遂は沢山あるのです。

空家に関して言うと、例えば特定空家は多分こんなものだろうと基準を作ったとして、これくらいになったら代執行だという基準を作ったとして、基準に達したから即代執行には多分ならないと思います。代執行に至る必要条件ではあるが、十分条件にはならない。

所有者、占有者自ら壊すことが出来るにも関わらず、意図的にしない、という場合は代執行でしょう。恐らく。逆に言えば、お金も無くて自力ではできないという場合には代執行には至らないと思う。他の方法を考えると思う。そういった意味では、伊藤委員がおっしゃったようにすぐに代執行ではなくて、関係する部署を集めて建築以外の観点からも含めて検討したうえでやむなし、そうじゃないと代執行は多分しないと思う。即代執行とはなかなかならない、と想定しているという状況です。

米田委員

代執行は、先ほど高橋（一）委員が言われましたが、解決の後押しをしてくれる場合もあると思います。「代執行される、皆で早く解決しよう」と。

緊急安全措置、これは工作物を含む予定ですか。例えばブロックなど。

氏名の公表とは、どこに公表するのですか。官報ですか。

塚本副参事

はい、工作物も含みます。

詳細までは考えていないが、いろいろやり方はあると思います。例を挙げると、区役所の場合、告示でしょうか。

鎌野会長

広報などは少し難しいので、お考え頂いて。

一つは、氏名を公表してどれだけ効果があるか、ご自分でやるということのインセンティブになるのかどうか。名前ぐらい公表されても「そんなの関係ない」ということなのか。

一方では、空家で何もしないということが、ある意味では、罰則はないのですが、それに準ずるようなところまでなのか。中野区自体は、空家法施行後は最初の例になるかも知れませんが、よくお考え頂ければと。

高橋（一）委員

特定空家になった段階で、更地評価になるのですよね。

塚本副参事

「課税」がです。

高橋（一）委員

5倍6倍になる訳ですよ。罰則規定のように。

鎌野会長

それがかなりインセンティブになると。そういうものとのバランスを。その他何かございますでしょうか。

高橋（一）委員

先ほどご説明頂いた中野区の特徴と仰って頂いた「空家化を抑制するための措置」、これはこの表には入れないのですか。それが皆さんの今日の意見の中にも大勢を占める行政代執行が前提ではない、中野区なりのあり方を占めていくところでしょう。

何度か中野区が有効活用していく地域の特性みたいなのを。中野区の有効活用できる地域の特性は何なのかとか、他に比べると、どこに優位性があるのかということ。千代田区や港区、新宿区とは違う優位性があるエリア、簡単に言えば用途は沢山考えられる、その後の不動産の活用で、千代田区なんかは結構限定されてしまいます。地域の他に対する強みというか、メリットというか、中野区が持っているポテンシャルか何か少し研究してそこを強めていくようなものに、地域の取得を活用していくのが、中野区の空家対策なんだというのがいいような気がする。

鎌野会長

大事なご指摘ですので、中野区の一つの独自性としてこの表に盛り込んで、その所は中野区「○」というような形で整理できれば。その他に何かございますか。

坂本委員

中野区のいわゆる空家に結びつくであろう原因に関しての、相談窓口的なものを設置する、もしくは区で相談を受けて、そこで処理をするわけではないのでしょうか。その処理に最も近いであろう専門職等へのつなぎ、地域の住民、区民からの情報提供に対しての窓口を設けることによって将来空家の情報収集ができるのではないかと思います。そういうのも設けられたら、抑制等にもつながってくる気がします。

高橋（一）委員

2ページ「区の責務」①「所有者等による空家等の適正な管理」を「推進」になっていますが、「支援」のような言い方ではだめでしょうか。

塚本副参事

「推進」は確かにご指摘の通りなので「促進」ですとか。ニュアンスを含めて検討しま

す。

高橋（一）委員

細かいことですが、一番下(6)「命令に従わなかった者」、ここだけ「者」になっているが何か意味はありますか。「所有者」ではなくて。管理者は含まれますよね。そこで所有者、管理者を、所有者等と定義しているので「所有者等」というのではないかと思ったのですが。

塚本副参事

仰る通りです。

鎌野会長

その辺りも整理して。その他に今日ご発言頂かなかった方で何かありましたらご発言頂ければ。

工藤委員

感想ですが、条例などはバランスが取れていて良いと思っています。特徴的なのは氏名を公表するところだと思います。先に条例をつくっているところの効果というのを見て「中野区は入れましょう」ということだと思うのですが、ある程度走っている区の状態を見て中野区も決めて、良いところを定めて、良い方向に持っていけたらとても良いと思います。

皆さんで知恵を出し合って、これからも頑張っていけたら良いと思います。

鎌野会長

いろいろな意見を今日も頂きましたので、これを踏まえて条例をはじめとする整理については、法務的に法政的な調整も必要になってくると思いますが、今日頂いた基本的な方向性、ご意見等も踏まえてさらに進めて頂ければと思います。基本的にはだいたい皆様が、基本的な方向性は「よろしい」という風に承りましたので、こういう方向を踏まえて、次回以降また事務局からご提示を頂いて、更に議論を進めていければと思います。

事務局に「こういう資料を」という要望等があれば、個別に事務局に連絡をして頂ければ、できる範囲で資料なども用意して頂けると思います。

それでは本日はこれにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。